

ID: 3030

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第8条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第8条の規定による。 (許可の取消) 第8条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第5条の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)が、正当な理由がないのに、1年以内にその事業を開始せず、又は1年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日